

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、国民健康保険の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

## 評価実施機関名

大阪府泉南市長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及(昭和25年法律第226号)び国民健康保険法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会情報に基づき、国民健康保険の賦課額を計算し、賦課決定及び通知書の出力等を行う。 なお、特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム(標準準拠システム稼働前) 国民健康保険(賦課)システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
所得情報ファイル 減免軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1号 別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。</li> <li>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li> <li>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。</li> <li>・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。</li> </ul> これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 ②所得・資産の申告書に関する確認	賦課決定及び通知書の出力等を行う。 ②所得の申告書に関する確認	事後	
平成31年4月24日	2.特定個人情報ファイル名	所得・資産情報ファイル	所得情報ファイル	事後	
平成31年4月24日	5評価実施機関における担当部署	保険年金課長 川崎 純子	保険年金課長	事後	
平成31年4月24日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部税務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-9031	健康福祉部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	事後	
平成31年4月24日	1.対象人数	平成27年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	2.取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	4.リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和2年4月1日	評価書名	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年4月1日	個人のプライバシー等の権利保護宣言	泉南市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	泉南市は、国民健康保険の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	事後	
令和2年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務	国民健康保険の賦課に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	地方税法及(昭和25年法律第226号)び国民健康保険法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会情報に基づき、国民健康保険税額を計算し、賦課決定及び通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認	地方税法及(昭和25年法律第226号)び国民健康保険法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会情報に基づき、国民健康保険の賦課額を計算し、賦課決定及び通知書の出力等を行う。 なお、特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認	事後	
令和2年4月1日	5.評価実施期間における担当部署①部署	健康福祉部保険年金課	福祉保険部保険年金課	事後	
令和3年1月12日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条7号及び別表第二の27,42,44,45の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第20条及び第25条  [番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条7号及び別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項並びに内閣府・総務省令第7号第1条	[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条8号及び別表第二の27,42,44,45の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第20条及び第25条  [番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条8号及び別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項並びに内閣府・総務省令第7号第1条	事後	
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	泉南市は、国民健康保険の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利	泉南市は、国民健康保険の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	公表日	令和3年9月1日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 1.③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	国民健康保険(賦課)システム(標準準拠システム稼働前) 国民健康保険(賦課)システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16,30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条	・番号法第9条第1号 別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和7年9月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	[番号法別表第二における情報照会の根拠]番号法第19条8号及び別表第二の27,42,44,45の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第20条及び第25条  [番号法別表第二における情報提供の根拠]番号法第19条8号及び別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項並びに内閣府・総務省令第7号第1条	番号法第19条8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事前	
令和7年9月1日	I 7請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0001	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV8人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<新規>	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV9人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<新規>	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	<p>泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、下記を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li> <li>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。</li> <li>・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更